

レジャー・スポーツ施設等利用補助事業実施要領

1 趣 旨

この要領は、公益財団法人山口県健康福祉財団（以下「財団」という。）福利厚生事業規程第49条第2項の規定に基づき、レジャー・スポーツ施設等利用補助事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

2 レジャー・スポーツ施設等利用の補助対象

レジャー・スポーツ施設等を利用した場合の使用料金、入場料金、拝観料金等であって飲食費は除く。（以下「利用料金」という。）

3 補助対象者

リフレッシュを図ることを目的にレジャー・スポーツ施設等を利用した登録職員

4 補助金額

利用料金のうち、3,000円を上限として補助する。ただし、補助の回数は、年度内1回限りとする。

5 補助の方法

(1) レジャー・スポーツ施設等を利用した者は、利用したことのわかる利用料金の領収書を福利厚生事業に加入している施設等経営者（以下「加入施設等経営者」という。）に提出し、加入施設等経営者は、各月分をとりまとめて、請求書（第1号様式）により財団に請求するものとする

(2) 財団は、加入施設等経営者から補助金の請求があったときは、レジャー・スポーツ施設等利用補助金支払依頼書（第2号様式）により金融機関（みずほ信託銀行福岡支店）に対し、加入施設等経営者の指定する口座に支払を依頼すると共に、レジャー・スポーツ施設等利用補助金支払通知書（第3号様式）により加入施設等経営者に通知するものとする

6 委 任

この要領に定めるもののほか、レジャー・スポーツ施設等利用補助事業の運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成15年3月12日から施行する。

附 則
この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。